

# インタビュー 条例素案に込めたまちづくりへの想い



### 助け合いを全ての地域に広げたい

橋本市区長連合会 会長

副委員長 乾 幸八さん

今すぐに必要でなくても、今から地域主体のまちづくりへの取組みを進めていかなければ、将来間に合わないのではないかと危惧しています。

今後は、今まで以上に助け合いが必要になってくると感じています。隣近所同士の助け合いが、高齢化によって間に合わなくなってきたため、地域全体で助け合い活動を行うことが重要だと考えています。この条例をもとに、地域全体での助け合い活動が、市の全ての地域へ広がってほしいと思います。

この条例は、すぐに効果が出るものではなく、長い年月をかけながら、ひとつのものにまとめていくことが必要ですが、長い目で見たときに、必ず生きてくる条例だと考えています。

### 元気なまちづくりにつなげたい

和歌山大学 名誉教授

委員長 堀内秀雄さん



全8回となった委員会会議はもちろん、タウンミーティングへの参画、まちづくりシンポジウムの実施など多くの市民の人と関わりながら、楽しくやりがいのある活動を通じて、貴重な成果品である「橋本市の自治と協働をはぐくむ条例」の原案ができたと自負しています。

条例により、橋本市を愛し、橋本市らしさを発信し、市民と行政、企業などが力を合わせ、自治と協働で元気なまちを創りたいという一心です。

条例には「はぐくむ」権利と義務があり、条例制定が終わりではなく始まりです。今後、すべての市民が幸せに生活でき、「橋本市と地域再生の分岐点にこの条例が存在した」と未来の子どもたちにも伝わるように願っています。



### つながりを大切にしたい

よもやま交流会 会長

委員 戸島浩子さん

子育てサークルの代表として、「子育て世代の声を」と声掛けをいただき、「条例!？」と戸惑いもありましたが、私にも何かできるのであれば…という気持ちで参画を決めました。自分の身近な環境を「協働」という大きなイメージにすることが難しかったため、まずは「協働」という言葉の意味を理解するところから始めました。

この条例の「つながり」という言葉がすごく重要なポイントだと感じています。また、市民の皆さんが使えなければ意味がないため、市の活性化と個人の豊かさにつながるように条例のことを理解し、使って、幅広い豊かさになればと思います。

将来、条例を旗印にして、どの地域に住んでも安心できるまちづくりにつなげていきたいです。

### 多くの人に関わってもらいたい

紀北はしもと法律事務所 弁護士

副委員長 堀江佳史さん



民主主義の理想は、できる限り多くの人の意見を聞き、その意見を反映することであり、みんなの地域をみんなで考えて良くしていくということが根本です。その理想に近づけられてこそ、この条例ができて良かったといえると思います。

この条例があることで、自分たちの意見を行政運営に反映しやすくなればと思います。それには、条例ができるだけでなく、多くの人に関わってもらうことが今後の課題だと思います。また、行政や議会も、この条例で変わったと思える施策を実行することが必要だと考えています。

この条例で地域での活動がより積極的になれば、橋本市はもっと元気になり、それが続くことで、将来の発展につながると思います。



## 市民と行政の協働で 元気なまちへ

市では、今後急速に進むと推測されている人口減少、少子高齢化社会に対応すべく、市民参画と市民協働をさらに深化させるため、自治基本条例の制定を目指して取組みを進めています。  
平成30年3月に、「橋本市自治基本条例策定委員会」より条例素案の答申をいただき、この素案に基づき条例案を作成しました。  
【政策企画室】

## 自治基本条例の策定に向けて

### 条例の策定に向けて

自治基本条例とは、まちづくりに関わる市民と行政それぞれの役割を明らかにし、魅力あるまちづくりを進めるための基本的な理念やルールなどを定めるものです。  
人口減少・少子高齢化が今後ますます進む中、行政の力だけでなく、市民と行政がベクトルを合わせ、協働して課題解決に取り組むべき時期にきています。

### 市民協働の委員会を設置

市では、自治のあり方を改めて定義し、情報共有を進めながら市民参画・市民協働の推進、地域力の向上を目指し、自治基本条例の制定に取り組むこととしました。

これを市民協働により取り組んでいくことで、自治のあり方を市民と共有し、持続可能な活力ある共生社会を実現することを目指し、策定委員会を立ち上げ、取組みを始めました。



### 委員会の活動

策定委員会は、平成29年5月に第1回目の会議を開催した後、これまで計8回の会議を行い、策定委員会内に設置した小委員会でも意欲的に活動を行いました。平成29年8月から10月の間に市が主催した「第2回まちづくりタウンミーティング」にも多数参画しました。



### 条例案の作成

平成30年3月に、策定委員会より「(仮称)橋本市の自治と協働をはぐくむ条例」として提出された条例素案について検討し、市民と行政の協働で元気なまちづくりを目指す条例案を作成しました。  
次ページからは策定に関わった委員のインタビューや条例案の概要、パブリックコメントの実施などについて紹介します。

# 「(仮称)橋本市の自治と協働をはぐくむ条例」案の概要

## ●基本理念(第3条)

住み慣れた地域で、子どもから高齢者まで、地域全体で支えあいながら安心、安全な生活をおくれるまちを目指し、協働してまちづくりを進めることを基本理念としています。基本理念を記述することで、目指すまちの姿、それに向けてのまちづくりの進め方を明らかにしています。

## ●基本原則(第4条)

基本理念にあるまちづくりを推進するため、①情報共有、②市民参画、③協働のまちづくり、④相互の尊重の4つの基本原則を記載しています。

## 第2章 市民

### ●市民の役割(第5条)

協働のまちづくりを進めるため、主体的にまちづくりに参画するなど、市民が果たす役割を記載しています。

## 第3章 市議会

### ●市議会の役割(第6条)

協働のまちづくりを進めるため、市議会が果たす役割を記載しています。具体的な内容は橋本市議会基本条例によることとしています。

## 第4章 市長等及び職員

### ●市長等の役割(第7条)

協働のまちづくりを進めるため、市長および執行機関が果たす役割を記載しています。

### ●職員の役割(第8条)

協働のまちづくりを進めるため、市の職員が果たす役割を記載しています。

## 第5章 地域づくり

### ●地域主体のまちづくり(第9条)

地域主体のまちづくりに向けて、市民と市がすべきことを記載しています。

### ●地域運営組織(第10条)

市民による自主的なまちづくりを行うため、地域運営組織を設立できることを盛り込みました。なお、地域運営組織については別に十分な議論が必要と考え、基本的な部分のみを記載しています。

### ●民間非営利組織(第11条)

協働のまちづくりに、各分野において全市民的に活動するNPOやボランティアなどの民間非営利組織や個人も重要な役割を担うと考え、記載しています。

## 第6章 市政運営

### ●総合計画(第12条)

### ●財政運営(第13条)

### ●行政評価(第14条)

計画的な行政運営、健全な財政運営を図る上で基本的な事項を記載しています。

## 第7章 条例の位置づけ

### ●条例の位置づけ(第15条)

市民と市でこの条例を尊重し、誠実に遵守していくことを記載しています。

## 第8章 条例の検証及び見直し

### ●はぐくむ条例(第16条)

市民と市でこの条例を検証・見直しすることを記載しています。

### ●はぐくむ委員会(第17条)

この条例を育んでいくために、委員会を設置することを記載しています。

### 条例案の詳細について

条例案の詳細については、市ホームページに掲載しています。ぜひ、ご覧ください。



## 3つのこだわり

市民と市が力を合わせて元気なまちをつくるうえで、策定に取り組んだ「(仮称)橋本市の自治と協働をはぐくむ条例」案には、こだわりが多く詰まっています。

### ●自分たちのまちを良くしたい気持ちの後押し

市民一人ひとりが、まちのことを「自分ごと」と捉え、主体的に考え、お互いに協力し、補完し合いながら、みんなで協働してまちづくりや自治を行いたいと考えています。

さらに、市民の皆さんの活動や取り組みを縛るものではなく、積極的かつ能動的に活動してほしい、加えてその活動を後押しするような条例にしたと考え、条例案では、責務や義務ではなく「役割」という表現を用いるなどの工夫をしました。

### ●条文はあえて親しみやすい「です・ます調」に

条例という、硬い表現が多くて理解しづらいイメージがありますが、この条例は、皆さんに読んでもらい、理解してもらってはじめて意味のあるものになると考えたため、読みやすく、理解しやすいようにするとともに、親しみやすいようにと考え、あえて「です・ます調」の表記にしました。

### ●作ってから条例をはぐくむことを大切に!

条例を策定するだけではなく、将来にわたって、市民の皆さんと市でこの条例を育んでいきたいと考え、「はぐくむ」という言葉に、橋本市における自治と協働、まちづくりについて、愛情をもってみんなで大事に守って育てていきたいという想いを込めました。



## 今後の取組み

この条例は、市民の皆さんと市の協働で作ることが大切だと考えています。

「住み慣れた地域で、子どもから高齢者まで、地域全体で支えあいながら、安心安全な生活をおくれるまちづくり」の実現を目指して、パブリックコメントなどを通して皆さんからいただいた意見を参考にしながら、市民と市の協働で条例制定に向けて取り組んでいきますので、参画していただきますようお願いいたします。

## 「(仮称)橋本市の自治と協働をはぐくむ条例」案へ「あなたの意見」をお聞かせください

市民と市が力を合わせて元気なまちをつかっていくために、橋本市自治基本条例策定委員会からの答申をもとに、「(仮称)橋本市の自治と協働をはぐくむ条例」案を作成しましたので、市民の皆さんの意見を募集するパブリックコメントを実施します。

あなたのご意見をぜひお聞かせください。

【政策企画室】



### ●意見の取扱いと結果の公表

提出された意見の概要、およびこれに対する市の考え方を市ホームページなどで公表します。なお、提出された意見に対する個別の回答はしません。

### ●提出先・問い合わせ

〒648-8585 (住所記入不要)  
橋本市 総合政策部 政策企画室  
☎33-1576 ファクス33-1665  
Eメール  
kikakhsy@city.hashimoto.lg.jp

### ●応募・閲覧期間

平成30年6月11日(月)～7月2日(月)

### ●閲覧場所

政策企画室 午前8時30分～午後5時(平日のみ)  
中央公民館および各地区公民館、文化センター  
午前9時～午後5時(休館日を除く)  
図書館 午前9時～午後6時(休館日を除く)  
※市ホームページでも閲覧できます。

### ●提出方法(提出された応募書類は返却しません)

任意様式に住所および氏名を記入の上、政策企画室へ持参または郵送、ファクス、Eメールで提出してください(7月2日(月)必着)。  
※持参の場合は、平日午前8時30分～午後5時まで